

事項	事業メニュー	交付上限額・交付率
農地等活用推進事業	1 農地等利用推進事業	定額とし、助成額の上限を200万円とする。
	2 農地利用整備事業	1/2以内とし、助成額の上限を1,000万円とする。 ただし、1工区当たりの事業費の上限を200万円とする。 各作業項目の交付率は(1)～(2)のとおり。
	(1)刈払・伐根	12,000円/10a
	(2)集積・運搬	20,000円/10a
	(3)除礫	7,000円/10a
	(4)耕起・整地	4,000円/10a
	(5)土壌改良	32,000円/10a
	(6)施設等補完整備事業	1/2以内
低コスト土地利用支援事業	1 粗放的農地利用事業	
	(1) 粗放的利用推進事業	定額とし、助成額の上限を250万円とする。 ただし、「農地等利用推進事業」と併せて実施する場合は上限150万円とし、「生産性検証事業」併せて実施する場合は交付しない。 なお、(v)のア～ウを継続して交付を受ける場合の交付率は次のとおり。
	(v) 粗放的利用体制整備	
	ア 放牧	
	イ 蜜源・緑肥・省力作物等	5,000円/10a
	ウ 鳥獣緩衝帯機能を有する植林	
	(2) 粗放的利用整備事業	1/2以内とし、助成額の上限を600万円（ただし、農地等活用推進事業と併せて実施する場合の助成の上限は、1,000万円）とする。 ただし、1工区当たりの事業費の上限を200万円とする。 各作業項目の交付率は(i)～(iv)のとおり。
	(i) 放牧に関する整備	45,000円/10a
	(ii) 蜜源・緑肥作物の作付け及び鳥獣緩衝帯機能を有する植林に関する整備	「農地等活用推進事業」の2の(1)、(2)、(4)の単価
	(iii) 省力化機械による整備	7,000円/10a
	(iv) 省力作物等の作付けに関する整備	「農地等活用推進事業」の2の(1)～(5)の単価
2 生産性検証事業	交付率は定額とし、助成額の上限を1,000万円とする。 ただし、「生産性検証体制整備」を継続して受ける場合の助成額の上限は600万円とする。	

なお、中山間地域において実施する場合の交付率については、事業費の10分の5.5相当とする。